

◆赤字と国民健康保険料

平成 20 年度決算において 2 億円を超える赤字を計上しましたが、平成 21 年度の保険料の上昇とは一切関係はありません。平成 20 年度の赤字の補填については、国庫や診療報酬支払基金からの平成 20 年度分追加交付金および一般会計からの長期借入金等で対応します。その借入金の返済方法は、それぞれの年度に徴収した保険料滞納分の一部を、計画的に充てることにしています。

◆国民健康保険料の軽減

このたび保険料が上がったことにより、6 月市議会定例会において保険料の激変緩和を求める決議書が上程され可決されました。これを受けて協議した結果、医療分の被保険者均等割（1 人につき負担していただく額）24,000 円を 20,400 円とし、年間 3,600 円を軽減することとしました。既に保険料の軽減を受けている世帯や、賦課の限度額に達している世帯においては、実際の軽減額は 1 人当たり 3,600 円以下となりますので予めご了承ください。

へ 軽 減 前 へ	医療分		⇒	へ 軽 減 後 へ	医療分	
	所得割	8.0%			所得割	8.0%
	均等割	24,000 円			均等割	20,400 円
	平等割	21,600 円			平等割	21,600 円
	賦課限度額	470,000 円			賦課限度額	470,000 円

普通徴収で納めている世帯

軽減後の保険料率で再計算した変更・決定通知書を、10 月初めに送付します。今後は、その通知書に記載された金額をお支払いください。

現在、納付書でお支払いされている世帯には、新たに領収書兼納付書を送付します。

再計算後の保険料については、再計算した一年間の保険料から、既にお支払いいただいている額を差し引いて、残りの月数で割った額を毎月お支払いいただきます。

例 世帯の所得 200 万円で夫婦と子ども 1 人の 3 人世帯の保険料は、当初賦課 253,600 円が 242,800 円となり、10,800 円（3,600 円×3 人）の減額になります。

○ 4 期（9 月）まで支払い済みの場合、5 期（10 月）から減額します。

	軽減前徴収期間				軽減後徴収期間						
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
当初	25,900 円	25,300 円									
減額後	25,900 円	25,300 円	25,300 円	25,300 円	23,500 円						

○ 5 期（10 月）まで支払い済みの場合、6 期（11 月）から減額します。

	軽減前徴収期間				軽減後徴収期間						
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
当初	25,900 円	25,300 円									
減額後	25,900 円	25,300 円	25,300 円	25,300 円	25,300 円	23,300 円	23,100 円				

特別徴収で納めている世帯・10 月から新たに特別徴収で納めていただく世帯

10 月以降、差し引かせていただく額に変更はありません。既にお支払いいただいている保険料から年間の軽減額を返金いたします。返金は、国保年金課に銀行等の口座番号が登録されている世帯については、その口座に振り込みます。口座番号が登録されていない世帯については現金でのお渡しになりますので、お手数ですが市役所国保年金課に印判を持ってお越しいただくか、口座番号等を電話でご連絡いただくことになります。

返金の準備ができ次第、該当世帯にお知らせします。